

外国税額の控除に関する明細書

課 事 年	税 業 度	・ ・ ・	法人名
-------------	-------------	-------------	-----

別表三  
平二十六・四・一以後終了課税事業年度分

外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算								
復興特別法人税額の計算	当期の控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六(二)「1」)	1		円	復興特別法人税控除限度額の計算	当期の所得金額 (法人税申告書別表六(二)「8」)	8	円
	法人税の控除限度額 (法人税申告書別表六(二)「12」)	2				当期の国外所得金額 (法人税申告書別表六(二)「11」)	9	
	差引控除対象外国法人税額 (1)－(2)	3					復興特別法人税控除限度額 $\left[ (7) \times \frac{(9)}{(8)} \text{と} (7) \text{のうち} \right]$ いづれか少ない金額	10
	法人税額 (別表一「11」)	4				外国税額の控除額 (3)と(10)のうちいづれか少ない金額		11
	法人税額の特別控除額 (別表一「12」)	5						
	課税標準法人税額 $\left[ ((4) - (5)) \text{又は} \right]$ $\left[ ((4) - (5)) \times - \right]$	6		000				
	復興特別法人税額 (6)×10%	7						
連 結 法 人 の 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算								
復興特別法人税額の計算	法人税額 (別表一「11」)	12		円	復興特別法人税控除限度額の計算	当期の連結所得金額 (法人税申告書別表六の二(二)「7」)	16	円
	法人税額の特別控除額 (別表一「12」)	13				当期の連結国外所得金額 (法人税申告書別表六の二(二)「10」)	17	
	課税標準法人税額 $\left[ ((12) - (13)) \text{又は} \right]$ $\left[ ((12) - (13)) \times - \right]$	14		000		復興特別法人税控除限度額 $(15) \times \frac{(17)}{(16)}$	18	
	復興特別法人税額 (14)×10%	15				外国税額の控除額 (各連結法人の別表三付表「8」の合計)	19	

## 復興特別法人税申告書別表三の記載の仕方

- 1 この明細書の「外国税額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第50条第1項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「課税標準法人税額（ $((4)-(5))$ 又は $((4)-(5)) \times \text{---}$ ）6」には、当期が次に掲げる課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。

なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。

  - (1) 復興財源確保法第47条第2項各号（課税標準）に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度「 $((4)-(5)) \times \text{---}$ 」の分子の空欄に当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄に当期の月数をそれぞれ記載した上、この算式により計算した金額  
この場合、これらの月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
  - (2) (1)以外の課税事業年度「4」から「5」を控除した金額
- 3 この明細書の「連結法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、連結親法人又は連結子法人が復興財源確保法第50条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「課税標準法人税額（ $(12)-(13)$ ）又は $((12)-(13)) \times \text{---}$ ）14」には、当期が次に掲げる課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。

なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。

  - (1) 復興財源確保法第47条第2項各号に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度「 $((12)-(13)) \times \text{---}$ 」の分子の空欄に当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄に当期の月数をそれぞれ記載した上、この算式により計算した金額  
この場合、これらの月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
  - (2) (1)以外の課税事業年度「12」から「13」を控除した金額